

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 9 号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成 1 9 年四日市市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成 1 4 年法律第 7 8 号。以下「<u>マンション再生円滑化法</u>」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 7 条の規定に基づき本市が徴収する建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「都市低炭素化促進法」という。）、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成 1 4 年法律第 7 8 号。以下「<u>マンション建替え円滑化法</u>」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。）に関する事務の手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p>

(法及び政令の規定に基づく手数料の種類及び額)

第2条 (略)

2から5まで (略)

6 法、政令又はマンション再生円滑化法の規定に基づく許可、認定及び承認の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第5のとおりとする。

(手数料の納入時期等)

第6条 (略)

2及び3 (略)

4 マンション再生円滑化法の規定に基づく許可の申請を行う者は、第2条第6項に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

5及び6 (略)

(法及び政令の規定に基づく手数料の種類及び額)

第2条 (略)

2から5まで (略)

6 法、政令又はマンション建替え円滑化法の規定に基づく許可、認定及び承認の申請に対する審査に係る手数料の種類及びその額は、申請1件につき、別表第5のとおりとする。

(手数料の納入時期等)

第6条 (略)

2及び3 (略)

4 マンション建替え円滑化法の規定に基づく許可の申請を行う者は、第2条第6項に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に、納入通知書により手数料を納入しなければならない。

5及び6 (略)

改正後

別表第5 (第2条第6項関係)

種類	額
(略)	
<u>マンション再生円滑化法第163条の59第1項</u> の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	(略)

改正前

別表第5（第2条第6項関係）

種類	額
(略)	
マンション建替え円滑化法第105条第1項の規定に基づく容積率に関する制限の緩和に係る許可申請に対する審査手数料	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)